

お知らせ

国では、令和3年5月28日（金）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、現在、発出されております緊急事態宣言の期間を令和3年6月20日（日）まで延長することが決定されました。

大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、府民に対して、令和3年6月1日（火）から6月20日（日）まで、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されるとともに、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出」及び「都道府県間の移動」の自粛をはじめ、「感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること」や「貸館、貸会議室などの原則休館」が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、同日に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等についての期間を令和3年6月1日（火）から6月20日（日）まで延長するとともに、市主催の市民が参加するイベントや集会の制限、また、公共施設等について、引き続き、原則、休館することを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、公共施設等の休館に伴い、利用が取消となりますので、利用料金を既にお支払い済みの場合については、全額還付いたします。

利用者の皆さまには、ご迷惑をお掛けいたしますが、利用取消申請及び利用料金の還付申請の手続きをお願いいたします。

なお、利用者の皆さまには、自己への感染を回避、また、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。